

## 賃貸型応急住宅（みなし仮設住宅）に入居されている皆様へ ～裏面まで必ずご確認ください！～

### 1 入居期間について

入居期間は入居日から**2年以内**となります。

- (1) 以下に該当する方は契約期間中であっても速やかに退去いただく必要があります。
  - ライフラインの復旧や自宅の修理完了により、元の自宅に住むことができる方
  - このほか別の住居を確保された方 など
- (2) 災害時に借家・公営住宅に居住されていた方は、入居日から1年以内ですが、1年以内に新たな物件に入居することが困難な場合には、県と市町の協議・同意により、必要性がみとめられた場合に限り1年の範囲内で延長ができます。（最長2年以内）

### 2 入居要件を変更する方

以下の場合には「変更届」の提出が必要です。市町役場に相談してください。

- (1) 世帯員の一部が退去する場合
- (2) り災証明書の発行等により、入居要件を変更する場合  
(例) ライフラインの途絶を理由に申込を行ったが、その後、り災証明書で「全壊」の判定を受けた

### 3 賃貸型応急住宅を退去する方

退去する日の**40日前**までに、「退去届」の提出が必要です。

被災時にお住まいだった市町役場に「退去届」を提出してください。

- (1) 市町長、貸主及び入居者による三者契約が締結できていない場合は速やかに不動産会社にご相談ください。
- (2) 引き続き現在の賃貸住宅への入居を希望し、家賃等をご自身の負担とする場合でも退去届の提出が必要です。

## 4 住宅の保険について

石川県で損害保険に加入しており、入居者全員が補償対象となります。

(補償内容)

- (1) 借家人賠償責任補償 2,000 万円 (例：火災が発生した)
- (2) 修理費用補償 300 万円 (例：水道管が破損した)
- (3) 個人賠償責任補償 1 億円 (例：水漏れで階下に損害を与えた)

火災や水漏れが発生した場合や、修理が必要になった場合は以下へ連絡してください。その際、石川県賃貸型応急住宅に入居している旨をお伝えください。

**【平日 9:00～17:00】 076-231-7786**

取扱代理店：損保ジャパンパートナーズ株式会社 金沢支店

**【平日夜間・土日祝日】 0120-727-110**

引受保険会社：損害保険ジャパン株式会社 事故サポートセンター  
(事故の連絡のみ受付)

「変更届」と「退去届」は市町役場に備え付けてあります。  
また、石川県のホームページから取得することができます。

<賃貸型応急住宅（みなし仮設住宅）の供与について>

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/fukkyuufukkou/seikatusaikensien/minashi.html>

県 HP はこちら



詳細については、市町の担当窓口または下記までお問い合わせください。

石川県能登半島地震復旧・復興推進部 生活再建支援課

TEL : 076-225-1962 / 076-225-1982 (平日 8:30～17:45)